

「ペイジー口座振替受付サービス」での登録をしてみませんか？

長瀬町では、金融機関のキャッシュカードで口座振替の申し込みが簡単にできる「ペイジー口座振替受付サービス」を令和7年10月1日(水)から開始しました。

従来の口座振替依頼書に必要な、通帳や金融機関の届出印が不要で、専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで、町税・保険料などの口座振替の申し込みができる簡単で便利なサービスです。

◆サービス対象金融機関

○埼玉りそな銀行 ○武蔵野銀行 ○ちちぶ農業協同組合 ○埼玉信用組合 ○ゆうちょ銀行

◆必要なもの

○キャッシュカード（暗証番号の入力が必要です）
○来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）

◆手続き窓口

○長瀬町役場
町税：税務会計課 後期高齢者医療保険料：町民課 介護保険料：福祉介護課

◆その他

○代理人カードや家族カード、磁気テープ情報がないカード等は利用できません。お手持ちのカードが利用できるかどうかは、各金融機関にお問い合わせください。
○上記対応金融機関のほか、りそな銀行を含め、従来の印鑑による申込みも可能です。

国民健康保険税口座振替原則化のお知らせ

長瀬町では、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づき国民健康保険税の期限内納付を促進するため、令和7年10月1日より「長瀬町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱」を定め、原則として口座振替による納付をお願いしています。

現在納付書等で国保税を納めている方は、便利で納付忘れのない口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

※国民健康保険税が年金から天引きされる場合（特別徴収）や、その他事情により口座振替による納付が困難な場合などを除きます。

問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線112

手続きや交付申請の際に委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

手続き・証明書の種類		本人からの委任状が必要な場合
町民課	住民異動届（転入、転出、転居等）	本人、同一世帯以外の方が代理人として窓口に来る場合※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。
	印鑑登録申請（廃止・改印含む）	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合（印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。）※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。
	戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本） 戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請	本人、同一戸籍内の方、直系尊属または直系卑属以外の方が代理人として窓口に来る場合※広域交付はできません。
	各種届書の受理証明書交付申請	届出人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	身分証明書・独自証明書交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	住民票の写しの交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※広域交付はできません。
税務会計課	所得・課税・納税証明の交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
	土地家屋評価（公課）証明、名寄帳の交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示してください。

※「印鑑登録証明書」の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。
代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えてください。

委任するとき・委任されるとき

◎委任する人（頼む人）

- ・委任状は委任する人が全て記入してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。（長瀬町ホームページに様式を掲載しています。）
- ・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。

◎代理人（頼まれる人）

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持参してください。
- ※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126
税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116